

お客様各位

新潟大栄信用組合

各種預金規定等の改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化ならびに令和2年4月に施行される民法改正を踏まえ、令和2年4月1日（水）より各種預金規定等を下記の通り改定いたします。

印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 主な改定内容

(1) 預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

○普通預金規定（抜粋）

15. (成年後見人等の届出)・・・(下線部分を追加)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

※他の各種規定等についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

(2) 各種規定変更時の周知方法についての規定を追加

○普通預金規定（抜粋）

16. (規定の変更)・・・(新設)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※他の各種規定等についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

(3) 定期預金規定における中途解約の制限の明確化

○自由金利型定期預金規定（M型）〈単利型〉（抜粋）

3. (利息)・・・((3)の下線部分を変更)

- (1)、(2) (略)

- (3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

5. (預金の解約、書替継続)・・・((1)を追加)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2)～(3) (変更なし) ※番号繰り下げ。

※他の定期預金関係規定についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

(4) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化に係る改定

- ・預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合に、お申出内容を確認できる資料のご提示を求める場合があること。また、正当な理由なく回答いただけない場合には確認できるまでの間、お取引を制限させていただく場合があること明示しました。
- ・口座等の不正利用または不正利用される懸念がある場合に、ご契約等のお取引を解約させていただく場合があることを明示しました。
- ・外国籍のお客様については、在留資格・在留期間について継続的に確認させていただく旨を明示しました。

※規定改定後は、お客さまのお取引において、お取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合や、お取引開始後においても継続的に確認させていただく場合がございます。お客さまには、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○普通預金規定（抜粋）

11. (取引の制限等)・・・(新設)

- (1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

12. (解約等)・・・※番号繰り下げ。

(1)、(2)①② (略)、③・・・(新設)、④ (変更なし) ※番号繰り下げ。

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

13. 14. (変更なし) ※番号繰り下げ。

※他の各種規定等についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

2. 改定日 令和2年4月1日(水)

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

3. 対象となる預金規定等

No.	規定等名称	規定変更時の周知方法	預金者の成年後見人が法定後見制度の対象となった場合の届出義務化	定期預金の満期前解約の制限の明確化	マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化に係る改定
1	普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	○	○		○
2	総合口座取引規定	○	○		
3	納税準備預金規定	○	○		○
4	貯蓄預金規定	○	○		○
5	通知預金規定	○			
6	定期積金規定	○	○		
7	キャッシュカード規定	○			
8	（証書式）自由金利型定期預金規定（M型）〈単利型〉	○	○	○	
9	（証書式）自動継続自由金利型定期預金規定（M型）〈単利型〉	○	○	○	
10	（証書式）自由金利型定期預金規定（M型）〈複利型〉	○	○	○	
11	（証書式）自動継続自由金利型定期預金規定（M型）〈複利型〉	○	○	○	
12	（証書式）自由金利型定期預金規定	○	○	○	
13	（証書式）自動継続自由金利型定期預金規定	○	○	○	
14	（証書式）自由金利型期日指定定期預金規定	○	○	○	
15	（証書式）自動継続自由金利型期日指定定期預金規定	○	○	○	
16	（証書式）変動金利定期預金規定〈単利型〉	○	○	○	
17	（証書式）自動継続変動金利定期預金規定〈単利型〉	○	○	○	
18	（証書式）変動金利定期預金規定〈複利型〉	○	○	○	
19	（証書式）自動継続変動金利定期預金規定〈複利型〉	○	○	○	
20	（通帳式）自由金利型定期預金規定（M型）〈単利型〉	○	○	○	
21	（通帳式）自動継続自由金利型定期預金規定（M型）〈単利型〉	○	○	○	
22	（通帳式）自由金利型定期預金規定（M型）〈複利型〉	○	○	○	
23	（通帳式）自動継続自由金利型定期預金規定（M型）〈複利型〉	○	○	○	
24	（通帳式）自由金利型定期預金規定	○	○	○	
25	（通帳式）自動継続自由金利型定期預金規定	○	○	○	
26	（通帳式）自由金利型期日指定定期預金規定	○	○	○	
27	（通帳式）自動継続自由金利型期日指定定期預金規定	○	○	○	
28	（通帳式）変動金利定期預金規定〈単利型〉	○	○	○	
29	（通帳式）自動継続変動金利定期預金規定〈単利型〉	○	○	○	
30	（通帳式）変動金利定期預金規定〈複利型〉	○	○	○	
31	（通帳式）自動継続変動金利定期預金規定〈複利型〉	○	○	○	
32	当座勘定規定（一般用）	○	○		○
33	当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○		○
34	振込規定	○			
35	貸金庫規定	○			○
36	振替決済口座管理規程（振込国債）	○			○

○窓口へ備置しておりますので、お問い合わせください。

以上